

## 「消費生活協同組合模範定款例」の一部改正について

### 1. 改正の概要

「消費生活協同組合模範定款例」(平成12年1月7日厚生省発社援第4号)について、以下の改正を行う。

- 模範定款例第21条(役員選挙)の負債合計額が200億円を超える組合に設置を義務付けられている組合外監事の要件につき、会社法改正法により、社外監査役の要件が改正されることに伴い、関係者の近親者でないことを追加する。
  
- 模範定款例第〇〇条(役員選任)の負債合計額が200億円を超える組合に設置を義務付けられている組合外監事の要件につき、会社法改正法により、社外監査役の要件が改正されることに伴い、関係者の近親者でないことを追加する。

### 2. 発出日

平成27年5月1日